

# ごみ出しはルールを守って

正しく決められた方法でごみを出さないと、収集されずに、不衛生・交通障害などの問題になります。  
ごみは種類ごとに出す日が決まっています。ごみを出す前に、もう一度確かめてください。

【問い合わせ先】生活環境係（内線 1307）

<p>01</p> <p>ごみは収集日当日の</p> <p><b>朝 8 時前</b></p> <p>に出す。</p>	<p>02</p> <p>燃やせるごみは</p> <p><b>指定袋</b></p> <p>で出す。 ※買い物袋等は使用不可</p>	<p>03</p> <p>もやせないごみは (空き缶等)</p> <p><b>指定コンテナ</b></p> <p>に入れて出す。 ※袋などに入れない</p>	<p>04</p> <p>ペットボトルは キャップやラベルをはずし</p> <p><b>資源専用袋</b></p> <p>に入れて出す。 ※汚れの落ちないものは 燃やせるごみで出す</p>
<p>05</p> <p>プラスチックキャップや ラベルは、</p> <p><b>資源専用袋</b></p> <p>に入れてプラスチック製 容器包装の収集日に出す。</p>	<p>06</p> <p>ガラスびんは、 キャップをはずし それぞれ</p> <p><b>資源専用袋</b></p> <p>で無色（透明）、茶色、 その他の色に分けて出す。</p>	<p>07</p> <p>アルミキャップや びんの栓は</p> <p><b>指定コンテナ</b></p> <p>に入れて出す。</p>	<p>08</p> <p><b>コンテナ</b> (空き缶)</p> <p><b>資源専用袋</b> (ペットボトル・ガラスびん)</p> <p>は同時には出さない。</p>

## 【みなさまお願い】

- ・ごみの種類ごとに決められた収集日以外にはごみを出さないでください。
  - ・お住まいの地区内の収集所にごみを出してください。
  - ・ごみは種類ごとに分別して、出し方を守って収集所へ出してください
  - ・飲食店等の事業活動で発生した「事業系ごみ」は収集所には出せません。
  - ・ごみ収集日は地区により決まっています。「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
- ※「ごみの分け方・出し方」、「ごみ収集カレンダー」は役場町民税務課で配布しています。



広告かわまた PR

## 「東京電力・福島第一原子力発電所の廃炉に関する対話」

廃炉の最新状況をお伝えするとともに、住民の皆さまと廃炉についてお話する会を、川俣町ほか複数会場で開催します。どなたさまもお気軽にご参加ください。

- 日 時 5月29日（金）午後6時～7時30分
- 会 場 川俣町中央公民館（第2・第3研修室）
- お申込み 右記QRコード、またはお電話よりお申込みください。
- お問い合わせ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 ☎ 03-5545-7103



※その他の会場や日程など、詳しくは弊機構 WEB サイトをご覧ください。

申込はこちら

# 川俣町空家等除却事業補助金の募集を開始します

町民が安心して暮らせる良好な住環境の形成及び保全並びに限りある土地が有効に活用されることを支援するため、空家等の除却工事に係る費用の一部を補助します。

01

補助金募集件数

10件(窓口受付順)

02

補助金募集期間

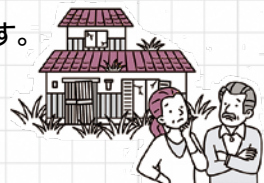
5.1<sup>金</sup>~12.18<sup>金</sup>

※令和9年3月末日までに実績報告書を提出できる工事に限ります。

03

補助対象となる空家等 以下のすべての要件に該当する住宅が対象となります。

- 1 居住を目的として建築または使用され、現に人が居住していない建築物  
(これに附属する使用していない物置及び作業場を含む)
- 2 賃貸または売買目的で所有・管理する建築物ではないこと



04

補助の対象者 町税等に滞納がなく、次に掲げる要件のいずれかに該当する個人の方となります。

- 1 除却する空家等の登記事項証明書に所有者として登録されている方  
(除却する空家等が未登記の場合は、当該空家等の固定資産税の納税義務者となっている方)
- 2 登記事項証明書に所有者として登録されている方が死亡している場合、相続人の方  
※登記名義人に共有名義人が存在する場合や複数人の法定相続人が存在する場合にあっては、それらのすべてのものに補助対象空家等の除却の同意を得ていること、また空家等に抵当権等が設定されている場合はその権利に係るものの同意を得ていることが前提となります。

05

補助対象となる工事 次に掲げるすべての要件に該当するものとなります。

- 1 建設業法等の土木工事、建築工事、解体工事に関する許可を受けた事業者による工事
  - 2 交付決定の通知の日以後に事業者と契約及び着手した工事
  - 3 同一敷地内及び隣接するとみなされる敷地の補助事業者が所有または管理している空家等をすべて除却する工事
  - 4 除却する空家等と同一敷地内または隣接するとみなされる敷地に居住の実態がないこと
  - 5 公共工事等の補償対象でないもの
- ※その他要件があります。

06

補助額 50万円を上限とする

ただし、補助対象空家等の除却に要する費用に2分の1を乗じて得た額とします。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】川俣町役場建設水道課建設係 ☎ 024-566-2111 (内線 1602)

## 川俣ロードレース大会当日 交通規制を実施

5月24日(日)午前8時30分から各部門ごとにスタートします。町内の一部で交通規制を実施します。また、町内外から多くのランナーのみなさんが参加しますので応援よろしくをお願いします。

